

P P A方式による公共施設太陽光発電設備導入事業
公募型プロポーザル仕様書（案）

1 目的

新居浜市（以下「本市」という。）は、「新居浜市地球温暖化対策地域計画（第2次区域施策編）」において2050年度までに市域の二酸化炭素排出量ゼロを目指す長期目標を掲げ、令和3年6月にゼロカーボンシティを表明し、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進している。本事業は、本市が所有する公共施設にオンサイトP P A（Power Purchase Agreement）方式により太陽光発電設備等の導入、運転管理及び維持管理等を行い、温室効果ガス排出を抑制することを目的とする。

2 事業内容

（1）事業概要

ア 事業者は、本市が指定する対象施設（別紙1）に対して現地調査、設備容量検討及び構造調査を行う。

イ 事業者は、設備設置場所として、対象施設の屋上、屋根又は敷地の提供を受け、設備を導入する。

ウ 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。

エ 事業者は、当該設備で発電した電力を、当該設備を設置した対象施設（以下「設置施設」という。）が最大限自家消費できるように設備容量を精査するとともに、発電した電気は各設置施設でのみ使用する。

なお、必要に応じて電力事業者系統への逆潮流及び単独運転を防止する措置を講じること。（逆電力継電器、単独運転検出装置等の設置）

オ 事業者は、設置施設の施設管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。

カ 事業者は運転期間終了後、設備を撤去し原状回復すること。撤去により屋根材や防水層等を破損した場合には事業者の負担で修復を行う。（事前に本市から譲渡の希望があった際は、協議の上で設備を本市へ譲渡できるものとする。）

（2）事業期間等

ア 契約開始日から設備の撤去完了日までを事業期間とする。

イ 運転期間は、運転開始日から原則として最長で20年間とする。

ウ 設備の導入時期は、原則、令和8年度2月末までとし、令和9年度の4月から運転開始を想定とするが、設置施設ごとに本市と協議の上、決定する。

（3）契約単価

ア 本市は、設置施設ごとに供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者を支払う。

- イ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。なお、電力量計は、事業者の負担で適切な位置に設置するものとする。
- ウ 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとする。
- エ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。
- オ 基本料金単価の設定は、行わないものとする。
- カ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。
- キ 契約単価は、原則、契約期間中において一定額とする。

4 設備工事前の確認・手続

(1) 現地調査

対象施設について、設置場所等の施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施する。調査は、設備の設置に係る課題を本市と協議した上で行うものとする。

(2) 設備容量検討

ア 太陽光発電設備の容量は、調査結果や本市が提供する電力使用実績に基づくシミュレーションから適宜精査し、対象施設ごとに適切な容量とする。

イ 蓄電池を導入する場合、設置した太陽光発電設備から充電し、平時は充放電を繰り返す設定とし、対象施設ごとに適切な容量とする。また、非常時にも特定負荷に電力を供給できる設備を構築する。

(3) 構造調査

設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響について、本市から提示する施設情報を踏まえ、地震力、風圧力、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士が確認し、確認結果を書面により報告する。

(4) 各種関係手続

ア 事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種法令の規定に基づく届出等手続を行った上で、結果を本市に提出する。

イ 設備の設置が、建築基準法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を本市に提出する。

ウ 本市が上記現地調査等の調査結果等を確認し、設備を設置可能と判断した対象施設のみ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産使用許可を本市に申請する。なお、新居浜市行政財産使用料条例（平成3年条例第7号）第3条に基づき、当該施設の使用に伴う使用料は全額免除とする。

エ 事業者を提供する面積は、設備の水平投影面積として算定されたものとし、間隔をあけて設置する場合は、その隙間の面積を含む。

- オ 事業者は、使用許可を受けた場所を事業以外の用途に使用してはならない。
- カ 設置施設の使用に伴う使用許可期間は、使用許可の始期から始期の属する年度の末日までとし、その後、事業者は設備の運転期間（運転期間終了後、当該設備の撤去又は本市への譲渡に要する期間を含む）において、1年度を単位として使用許可の更新を本市に申請する。
- キ 事業者が使用許可条件に定める事項を履行しないときは、当該施設の使用許可を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において当該施設から設備を速やかに撤去すること。また、撤去時に事業者の故意または過失により、防水層等の既存構造物を破壊した場合は、事業者の負担で修復を行う、
- ク 各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続を行う。特に蓄電池を設置する場合においては、設置施設について、消防法等の各種法令に適合するよう十分留意する。

5 設備の仕様

事業者は、設備工事前の確認・手続を行ったあと、設置施設への設備導入を行う。設備の仕様及び設置の条件は次のとおりとする。

(1) 太陽光発電設備

- ア 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第39条及びJIS C8955 (2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とする。
- イ 設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行う。設計用地震力の計算の際の耐震性能は本市との協議により決定すること。
- ウ 太陽光発電設備はJET認証を取得した製品とすること、又はJET認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品とする。

(2) 蓄電池設備

- ア 蓄電池システム部安全基準は、JIS C4412を満足すること。
- イ 蓄電池部安全基準は、JIS C8715-2（リチウムイオン蓄電池の場合）又はIEC62619の規格を満足すること。平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準 第二の二」（リチウムイオン蓄電池以外の場合）に記載の規格に準拠した製品とする。
- ウ 設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行う。設計用地震力の計算の際の耐震性能は本市との協議により決定すること。

6 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定す

る。

[仕様書]

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

また、設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（FIT法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。工事の実施の条件は次のとおりとする。

- (1) 事業者は設置施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF形式データ）、工程表等を本市に提出し、確認を受ける。
- (2) 施工にあたり、本市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出する。
- (3) 施工にあたり、設置施設の利用や安全に支障が起きないように、本市及び施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施する。
- (4) 既設設備等の保守点検や設置施設の維持管理に支障を生じさせない計画とする。
- (5) 設備に係る配線ルートについては、設置施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、本市との協議により決定する。設備には、設置施設の電気工作物と識別ができるように、要所に本事業のものであることが分かるよう表示を行う。
- (6) 施工にあたり、既設の防水層に影響が無いよう、原則削孔等を伴う設置は行わないこととする。
- (7) 既設のコンクリート床、壁などへの削孔についてはなるべく避けること。やむを得ず削孔が必要となる場合は、事前に本市と協議を行い決定するとともに、削孔した箇所は、適切に防水措置を講じること。また、作業前に鉄筋の探査を行うなどして、既設の鉄筋等を切断しないこと。さらに耐震壁への削孔等により、耐震性を低下させない方法とすること。
- (8) 設備の設置に伴う石綿事前調査は、本市が提供する資料を基に事業者が実施するものとし、その調査費用（分析調査を含む）は事業者が負担する。
- (9) 事業者の故意または過失により設備の導入時に防水層等を破損した場合には、事業者の負担で修復を行う。
- (10) 事業者は、設備の設置時に既存構造物を破損した場合は事業者負担で修復を行う。また、植物の伐採、土地、建物等の現状変更については本市と協議し、承認を受けるものとする。
- (11) 設備の導入に際し、設置施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、本市と事前に協議の上、設置施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従う。
- (12) 設置施設の受変電設備の改造・機能追加等を行う場合は、本市及び設置施設の電気

主任技術者と事前に協議の上、実施する。

- (13) 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響に十分配慮した設計・施工を行うこととし、影響が懸念される場合には対策を施す。施設管理者及び近隣住民から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行う。
- (14) 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行う。
- (15) 工事完成時には、現場で本市の確認を受ける。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を1部作成し、本市に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにJW-CAD形式データ及びオリジナルCADデータを提出する。
- (16) 設置施設において、施工中の工事がある場合は工事工程及び施工内容を調整すること。

7 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行う。また、非常時においては適切な対応を行う。条件については次のとおりとする。

- (1) 事業者は、電力供給開始前に本市と管理体制等を事前に協議し、整備する。
- (2) 事業者は、法令に基づき、本市及び設置施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出する。さらに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行う。
- (3) 事業者は、法令等に基づき定期的に点検を行い、故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を目視点検により行う。また、年1回測定点検を行う。
- (4) 設置施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、事業者の負担で用意すること。
- (5) 設置施設に雨漏り等が生じた場合、事業者は原因究明に協力し、原因が事業者による設備設置に起因する場合、事業者の負担により速やかに修復する。
- (6) 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合、事業者は速やかに機能の回復を行う。
- (7) 設置施設について、本市が別途、改修工事等を実施する場合、事業者は必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。なお、一時撤去、保管、再設置に伴う費用負担が発生した場合、本市の費用負担とするが、設備の一時的な運転停止期間に関しては、運転期間に含まれないものとし、本市はその間の売電収入補償は行わない。
- (8) 事業者は、事業期間中に設備の異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合

は、速やかに機能の回復を行う。

- (9) 運転期間終了後、原則として設備を撤去する。(事前に本市から譲渡の希望があった際は、協議の上で設備を本市に無償譲渡する。)
- (10) 本市が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、本市に帰属するものとする。
- (11) 事業者は、当該設備を導入した設置施設について、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を本市に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。事業者は検証結果を毎年本市に報告し、本市はそれを確認する。
- (12) 地震、台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

8 責任分担の基本事項

事業実施にあたり予想されるリスクと責任分担については「別紙2」及び以下のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- (1) 事業者は、本事業により本市及び第三者に損害を与えないようにする。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、本市へ写しを提出する。また、本市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、本市が責任を負うべき合理的理由があるものや、現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- (2) 事業者の都合により契約期間の途中で事業を中止した場合、事業者の費用負担により事業者が設備を撤去する。なお、事業者の故意または過失により、撤去において防水層等を破損した場合には、事業者の負担で修復を行う。
- (3) 本市の都合により契約期間の途中で事業を中止した場合、本市は事業者が中途解約金を支払った上で、本市の費用負担により事業者が設備の撤去を行う。なお、事業者の故意または過失により、設備の撤去において防水層等を破損した場合には、事業者の負担で修復を行う。
- (4) 事業者からの提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。

9 その他

- (1) 本事業を適切かつ円滑に推進するため、本市との緊密な連携のもと、協議及び打合せなどを行い、その都度、事業者が記録し、相互に確認する。
- (2) 本市が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、本市の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、

貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後に全貸与資料を返納又は処分しなければならない。

- (3) 事業者は本事業上知り得た内容、情報等を本市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項、又は事業遂行に際して疑義が生じた場合は、本市担当者と協議の上、その指示に従うこと。